

## 標準報酬育児休業等終了時改定申出書

組合員証	(記号) 〇〇〇	(番 号) ××××××	所属	(局・室・区)	(部)	(課)	
フリガナ	キョウサイ タロウ			〇〇局〇〇部〇〇〇〇課			
組合員氏名	共済 太郎						
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日						
育児休業承認期間	休 業 開 始 日			休業終了日 (復職日の前日)			
	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
(延長等があった場合)	年 月 日			年 月 日			
育児休業の対象となる子	フリガナ	キョウサイ コタロウ		性 別	男  女		
	氏 名	共済 小太郎					
	生年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日					
育児休業終了前の標準報酬	×× 級			〇〇〇, 〇〇〇 円			
<p>地方公務員等共済組合法 第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p>							
(宛先) 京都市職員共済組合理事長							
令和〇〇年〇〇月〇〇日							
住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地							
申出者 氏 名 共済 太郎							
TEL ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 - 〇〇〇〇							
事務嘱託者 所属の庶務 担当者の記名 又は押印							
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。							
年 月 日							
職 名							
所属所長 (任命権者) 氏 名 所属所 (市長部局であれば総務事務センター) にて証明 しますので、所属では記入不要です。							

(注) 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満※である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。  
※勤務日数及び勤務時間が常勤職員の4分の3未満の者にあつては11日未満

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	年	月	固定的給与	非固定的給与
	改定後標準報酬	級	円	円	円